

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年4月27日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	消火器 10 型ほか
(2) 物品・委託役務管理番号	18050005
(3) 物品委託役務内容	寺西保育所ほか計 2 施設で使用する消火器の購入。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和 5 年 9 月 2 9 日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	寺西保育所ほか計 2 施設
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	物品売買契約約款（総価）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和 3 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年 8 月 26 日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の 2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成 21 年東広島市告示第 83 号。）別記様式第 4 号）によらず、本公告において定める様式「入札書（令和 5 年 4 月 27 日公告・消火器 10 型ほか）」とする。
- 内訳 3 及び内訳 4 の消費税及び地方消費税の額は非課税とする。
- 消費税に係る課税業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数の額とする。
- 消費税に係る免税業者にあつては、内訳 1「単価」及び内訳 2「単価」の欄の記載金額は、見積もった希望単価の 110 分の 100 に相当する整数の額とし、内訳 3 及び内訳 4「単価」の欄の記載金額は、見積もった希望単価の 100 分の 100 に相当する整数の額とする。
- 「単価×発注数量」の欄には、単価と発注数量を乗じて計算した額を記載すること。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注数量」の欄に記載した金額の合計を記載すること。
- 契約金額は、入札書「入札金額（合計）」欄の金額に、内訳 1 及び内訳 2 の「単価×発注数量」欄に記載された金額の合計金額の 100 分の 10 に相当する額（当該金額に 1 円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。
- 上記（1）～（7）によらない入札書は、その入札を無効とする。

#### 4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和5年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年4月27日～ 令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）	令和5年4月27日～ 令和5年5月8日 (午前8時30分～午後5時15分)	同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間	令和5年5月10日～ 令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年4月27日～ 令和5年5月12日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 /ファックス番号 082-422-6669 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年5月16日～ 令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年5月17日～ 令和5年5月19日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年5月22日 午前9時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち合いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

# 仕 様 書

1 品 名 消火器 10 型ほか

2 数量及び規格等

(1) 同等品の可否の欄に「○」とあり、(3) で例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めない。

(2) 同等品の可否の欄に「—」とある場合は、規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。(規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。)

内訳	品名	規格	数量	単位	同等品の可否
1	消火器 10 型	方式：アルミ製蓄圧式消火器 消火薬剤種別：粉末（ABC） 薬剤量：3.0 kg 以上 消火能力単位：A3・B7・C 以上 用途：業務用（住宅用でないこと） ※原則、2023年1月以降に製造された製品とする。 ※同数の旧蓄圧式消火器の引き取りを含む。 既設消火器の引取については消火器リサイクルシステムによる特定窓口受取伝票(写)を提出すること。	143	本	○
2	消火器 20 型	方式：アルミ製蓄圧式消火器 消火薬剤種別：粉末（ABC） 薬剤量：6.0 kg 以上 消火能力単位：A5・B12・C 以上 用途：業務用（住宅用でないこと） ※原則、2023年1月以降に製造された製品とする。 ※同数の旧蓄圧式消火器の引き取りを含む。 既設消火器の引取については消火器リサイクルシステムによる特定窓口受取伝票(写)を提出すること。	9	本	×
3	リサイクルシール（A）	内訳 1 に貼付された状態で納品する。	143	枚	—
4	リサイクルシール（B）	内訳 2 に貼付された状態で納品する。	9	枚	—

(3) 基準品 ※基準品の内容が上記規格の付属品を満たしていない場合は付属させること。

内訳	メーカー・品番等	
1	モリタ宮田工業株式会社 MEA10B	日本ドライケミカル株式会社 PAN-10AWE

2	モリタ宮田工業株式会社 MEA20A
---	--------------------

3 取付け・設置等

取付け・設置を含む。

4 納入場所

寺西保育所ほか計 2 2 施設（別紙「納入場所・数量一覧表」のとおり）

5 納入期限

令和 5 年 9 月 2 9 日（金）

6 契約金額

契約金額は、入札書「入札金額（合計）」欄の金額に、内訳 1 及び内訳 2 の「単価×発注数量」欄に記載された金額の合計金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額（当該金額に 1 円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

7 その他

- （1）受け入れ態勢準備のため、納入については、契約締結後に発注担当課と協議すること。
- （2）万一納入現場に損傷を与えた場合には受注者の責任において原状回復すること。
- （3）納入の際に出た梱包材等の不要物品はすべて持ち帰ること。
- （4）受注者が引き取る消火器は、日本消火器工業会から廃消火器の収集運搬・保管を委託された特定窓口を通じ、消火器リサイクルシステムに基づいて適正に処分すること。

8 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 こども未来部 保育課 保育環境整備係

電 話（082）420-0934（直通）

ファックス（082）422-6669

## 別紙 納入場所・数量一覧表

	施設名	住所	電話番号	納入数量	
				消火器10型	消火器20型
1	寺西保育所	西条町寺家7735番地3	082-423-4138	9	1
2	板城保育所	西条町森近966番地1	082-425-1101	10	0
3	郷田保育所	西条町郷曾11133番地2	082-425-0576	7	0
4	吉川保育所	八本松町吉川351番地1	082-429-1055	5	0
5	原保育所	八本松町原6782番地1	082-429-0950	6	0
6	川上中部保育所	八本松飯田二丁目17番5号	082-428-2823	5	0
7	志和堀保育所	志和町志和堀839番地6	082-433-2515	7	0
8	高屋東保育所	高屋町白市631番地1	082-434-0303	4	1
9	小谷保育所	高屋町小谷1694番地	082-434-0537	9	0
10	造賀保育所	高屋町造賀3686番地	082-436-0012	9	1
11	高屋中央保育所	高屋町中島407番地	082-434-4032	6	1
12	板城西保育所	黒瀬町小多田438番地1	0823-82-5051	6	1
13	上黒瀬保育所	黒瀬町南方1411番地	0823-82-5243	3	2
14	乃美尾保育所	黒瀬町乃美尾2131番地	0823-82-5241	5	0
15	中黒瀬保育所	黒瀬町丸山1453番地4	0823-82-3122	9	2
16	暁保育所	黒瀬町津江857番地	0823-82-3121	5	0
17	木谷保育所	安芸津町木谷11218番地1	0846-45-4322	6	0
18	風早保育所	安芸津町風早367番地3	0846-45-1476	6	0
19	認定こども園くば	福富町久芳3327番地	082-435-2034	8	0
20	認定こども園たけに	福富町下竹仁534番地2	082-435-2371	3	0
21	認定こども園とよさか	豊栄町鍛冶屋577番地1	082-432-2019	8	0
22	河内西保育所	河内町河戸802番地2	082-438-0283	7	0
合 計				143	9